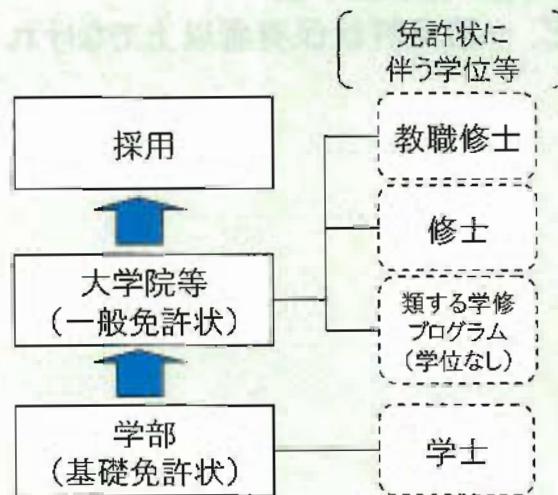


基礎免許状と一般免許状の関係に関する検討資料（たたき台）

1. ストレートマスター型

大学院を卒業し一般免許状を取得してから教員として採用。



【メリット】

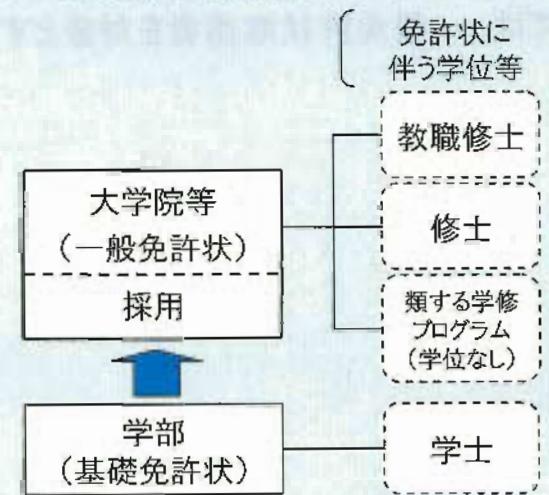
- ◆多くの教員が採用前に、教職修士又は修士の学位を有することとなる。
- ◆高度な実践的指導力を備えた教員の養成が可能となる。

【想定される課題】

- ◆養成期間の長期化、学生の経済的負担の増、修了後の処遇等から、教員志望者が激減する可能性有り。
- ◆教員採用者数と養成の規模の乖離。養成体制の整備が必要。

2. 採用直後型

基礎免許状を取得して教員として採用された直後に大学院の課程又はこれに類する学修プログラムを修了することにより、一般免許状を取得。



【メリット】

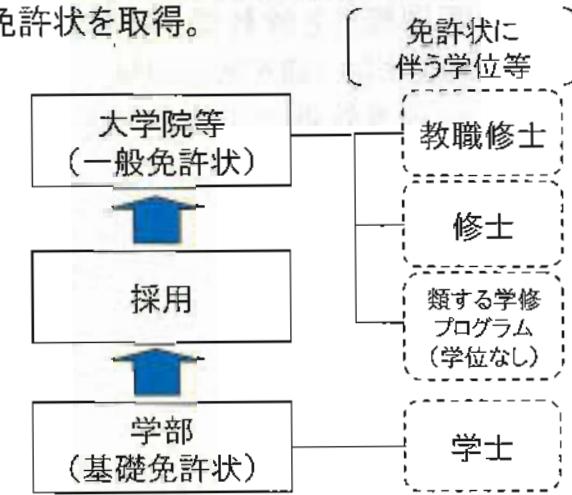
- ◆ストレートマスター型の【想定される課題】が解消。
- ◆採用後、教育現場に在籍しながら実践的な内容を修めることが可能。
- ◆教員になる者のみが「一般免許状」を取得することになり、免許状取得者数と教員数との乖離が解消。

【想定される課題】

- ◆大学院等で学ぶ際の教員の後補充の確保が必要。
- ◆公立学校教員の場合、初任研との整理が必要。

3. キャリアアップ型

基礎免許状を取得して教員として採用された後、一定年数の実務経験を経てから大学院の課程又はこれに類する学修プログラムを修了することにより、一般免許状を取得。



【メリット】

- ◆ストレートマスター型の【想定される課題】が解消。
- ◆教育現場の課題を意識しながら実践的な内容を修めることが可能。
- ◆教員になる者のみが「一般免許状」を取得することになり、免許状取得者数と教員数との乖離が解消。

【想定される課題】

- ◆入職後、一定年数を経て一般免許状を取得するため、初任段階にレベルアップが図れない。
- ◆大学院等で学ぶ際の教員の後補充の確保が必要。
- ◆公立学校教員の場合、各種研修との整理が必要。

◆ 基礎免許状取得者に対する一般免許状の取得促進策について

【考えられる方策】

- ① 基礎免許状にのみ有効期限を設ける。
- ② 基礎免許状は助教諭の免許状とするなど、基礎免許状と一般免許状とで職務内容に差を設ける。
- ③ 管理職、主幹教諭、指導教諭については、一般免許状取得者を対象とするなど、一般免許状保有者以上でなければ就けない職を設定する。
- ④ 給与等待遇面の格差を設ける。

【参考】学位と免許状との関係(大学における教員養成の原則)

1. 初発の免許状(大学における教員養成)【教育職員免許法別表第1～第2の2】

①学位 + ②(課程認定大学における)所要の単位の修得 等 (※1. ストレートマスター型に親和的)

2. 現職教員の上位の免許状取得(上進)、他教科免許状取得等(都道府県教委による教育職員検定)【教育職員免許法別表第3～第8】

①現職経験等 + ②(大学における)所要の単位の修得 等 (※2. 採用直後型、3. キャリアアップ型に親和的)

※2. の場合の「大学における所要の単位」は、文部科学大臣による認定を受けた課程に加え、免許法認定講習等でもよい。